



令和8年6月23日

成人障害者の居場所づくり支援事業及び長期休暇期間中の 障害児の居場所づくり支援事業の実施について

障害者本人の社会参加や家族の就労継続等のニーズに対応するため、日中通所系サービス利用後の障害者の居場所づくりや夏休みなど長期休暇期間中の障害児の居場所づくりに取り組む事業所を支援する新たな補助事業を実施します。

1 主旨

成人障害者には障害児が利用できる放課後等デイサービスと同等のサービスがなく、本人の社会参加や家族の就労継続等のニーズに答えられていないことが課題となっている。また、放課後等デイサービス等を利用する障害児がいる家庭では、夏休み等の長期休暇中に日中預かりのニーズが高まる一方、預かり時間が十分でないことから、共働き家庭を中心に長時間利用を求める声が寄せられている。

区は、これらのニーズに対応するため、都が創設した補助制度を活用し、日中通所系サービス利用後の障害者の居場所づくりや長期休暇期間中の障害児の居場所づくりに取り組む事業所に対し、開設に係る経費等を支援する新たな補助事業を実施する。

2 補助対象となる事業所

(1) 成人障害者の居場所づくり支援事業

日中通所系サービスの利用後、社会参加や家族の就労継続のための支援が必要な障害者に対して、夕方の受入れを原則週3日以上実施する下記の事業所

- ・生活介護施設での開所時間延長により本事業を実施する事業所
- ・日中通所系サービス提供時間外等、別個に本事業を実施する事業所

(2) 長期休暇期間中の障害児の居場所づくり支援事業

放課後等デイサービス又は日中一時支援を実施する事業所で、夏休み等長期休暇中、利用する障害児に対し朝夕の報酬対象外時間にサービスを提供する事業所

3 歳出予算額等

- ・成人障害者の居場所づくり支援事業

9,526万円（特定財源 7,644万円） 実施予定施設数 7か所

- ・長期休暇期間中の障害児の居場所づくり支援事業

3,493万円（特定財源 3,075万円） 実施予定施設数 7か所

4 今後のスケジュール

令和8年6月 事業者への周知

7月 補助申請受付

◎問合せ 〔成人〕障害者地域生活課
〔障害児〕障害保健福祉課

電話03-5432-2421

電話03-5432-2242